

令和6年3月8日

教員（非常勤講師を含む）各位

教 務 課

授業における著作物の使用に係る留意事項について

授業において著作物を使用した教材・資料等を用いる際は、以下のことにご留意いただきますようお願いいたします。

1. 授業における適切な著作物の使用

他人の著作物を使用した教材・資料を授業で用いる場合は、著作権法第35条により原則として許諾は不要となりますが、このとき「必要と認められる限度において」「著作権者の利益を不当に害することとなる場合は除く」という制限があることにご留意願います。

これらの制限等については、典型例とともに、以下の資料で解説されていますので、著作物の使用の際には、あらかじめご確認願います。

【改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）】

https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221.pdf

2. 著作物の出所の明示の慣習化

補償金の著作者への分配（※1）のため、授業のためにデータ送信等をした教材・資料について、著作物の利用報告（1か月分）を求められる場合があります（※2）。

このことも踏まえ、第三者の著作物を使用して教材等を作成される際は、著作物の出所の明示や、利用報告に必要な事項を取りまとめておくなど、利用報告が可能な状態にしてください、お願いいたします。

利用報告時に求められる項目については、以下の資料をご参照ください。

【利用報告入力例】

https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/report_sample.pdf

【授業目的公衆送信補償金制度 「利用報告」への入力の手引き】

https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/report_itemlist.pdf

※1 他人の著作物を使用した教材・資料をオンライン授業などで活用する場合、それぞれが著作権者に著作権料を支払うのではなく、大学が文化庁指定管理団体に一定の補償金を支払い、当該団体から、著作権者に補償金が配分されます。

※2 文化庁指定管理団体による著作物利用状況調査のため、毎年、教育機関約1,000校が抽出されます。